

令和 5 年 7 月 10 日
一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会
DMO 推進本部 企画部 広報宣伝課

**「令和 5 年度 全国交通機関とタイアップしたアウターブランディング事業」
業務委託に係る仕様書**

1. 委託業務名：

令和 5 年度 全国交通機関とタイアップしたアウターブランディング事業

2. 目的：

長崎市観光マスターブランドの域外への認知拡大と、次の旅行先として長崎市への来訪動機をつくる。

3. 提案上限額：

3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 期間：

令和 5 年 8 月上旬（予定）～令和 6 年 2 月 29 日（木）

5. 委託内容：

利用者に対して長崎市の持つ多様な魅力（ブランドの世界観）を表現したプロモーションを行い、周知浸透及び次の旅行先として長崎市への来訪動機をつくり。

具体的には、下記の（1）または（2）を委託する。

- （1） 当協会から支給する 15 秒動画を活用したプロモーションについて、放映可能な媒体、期間、金額等を具体的に提案すること。

- ・ 時期：令和 5 年 11 月～令和 6 年 1 月頃（予定）
- ・ 対象者：旅行者に対して興味関心のあるすべての人
- ・ 実施エリア：全国の運行路線。ただし、長崎⇒首都圏線は必須とする。

- （2）（1）内容以外に、本事業の目的を十分に理解した上で、他に効果的なプロモーション等があれば自由に提案すること。

また、（1）または（2）のプロモーションにおける効果検証についても可能な限り提案すること。

6. 成果物：

- ・ 報告書 1 部（電子データ納品）
- ・ 委託業務完了報告書 1 部（電子データ納品）

7. 報告書の納期：

令和6年2月29日（木）

8. その他：

- （1） 本事業の取り組みを広く周知する為に、TVや新聞等のメディアへの働きかけを行うこと。
- （2） 提案された内容を検討し、実施内容の変更または調整をすることがある。

9. 留意事項：

- （1） 受託者は協会の指示に従って本業務を実施するものとする。
- （2） 本業務に際して必要な一切の経費は、当初の契約金額に含むものとする。
- （3） 成果物に重大な誤りがあった場合は、原因者において、回収、修正、再調査等の必要な処置を講ずること。
- （4） 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により協会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- （5） 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、協会と協議のうえ決定する。
- （6） なお、業務内容の変更等について協会から指示等があった場合は、協会と受託者が協議のうえ、委託契約の内容を変更することができる。

以上